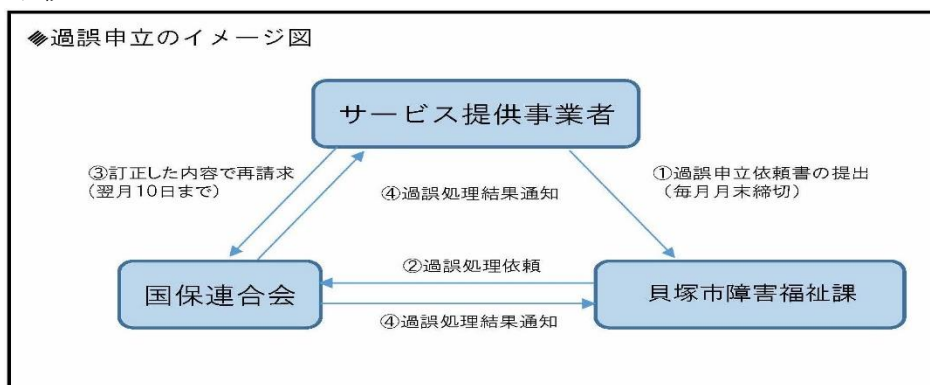


## 過誤申立の手続き

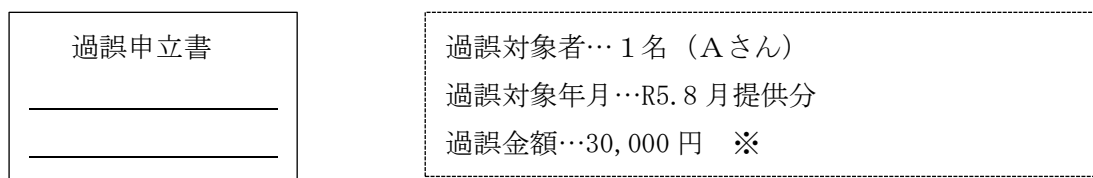


### ●過誤請求の例

#### <同月過誤>

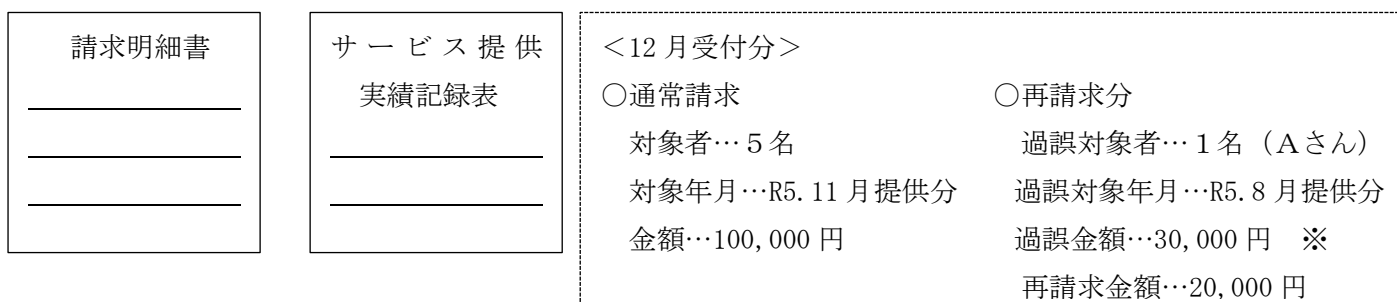
同月過誤とは、国保連合会で審査確定した実績の取下げと取下げた分の再請求（正しい金額）を同一月内に行うものです。

- 令和5年11月末までに貝塚市障害福祉課へ過誤申立書を提出します。（事業者）



- 令和5年12月初旬に国保連合会へ過誤申立データを送信します。（貝塚市障害福祉課）
- 令和5年12月請求受付期間中に国保連合会へ請求。（事業者）

Aさんの令和5年8月分の再請求及び令和5年11月提供5人分の請求をします。



- 令和5年12月受付分が国保連合会で過誤調整され、令和6年1月中旬に事業者へ支払われます。（国保連合会）

※「過誤決定通知書」については、提出月の翌々月に国保連合会より送付されます。

12月請求分	・・・5件	+100,000円	
再請求分	・・・1件	+20,000円	
過誤分	・・・1件	-30,000円	
合計		90,000円	←この金額が振込まれます

#### <通常過誤>

通常過誤とは、国保連合会で審査確定した介護給付費・訓練等給付費等の取下げだけを行うものです。なお、再請求がある場合は、取下げが確定した後（通常過誤の翌日以降）に国保連合会へ再請求を行います。

1. 令和5年11月に貝塚市障害福祉課へ過誤申立書を提出します。（事業者）
2. 令和5年12月初旬に国保連合会へ過誤申立データを送信します。（貝塚市障害福祉課）
3. 令和5年12月請求受付分より過誤金額の全額が差し引かれ、事業者へ支払われます。
4. 令和6年1月請求受付分で再請求を行います。（事業者）
5. 令和6年2月中旬に事業者へ再請求分全額が支払われます。（国保連合会）